

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第14号

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成26年亀山市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項中「に規定する」を「の」に改める。

別表第1計画に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）の項の次に次のように加える。

| | |
|---|----------------|
| 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく評価書の交付を受けた場合（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。） | BELSに基づく評価書の写し |
|---|----------------|

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。